

意見書（医師記入）

保育園 園長あて

園児名 _____

_____ 年 月 日 生

（病名）（該当疾患にレ点をお願いします。）

<input type="checkbox"/>	麻疹（はしか） ※
<input type="checkbox"/>	風しん
<input type="checkbox"/>	水痘（みずぼうそう）
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱（プール熱） ※
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症（O157 O26 O111 等）
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、

_____ 年 月 日から登園可能と判断します。

_____ 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

※かかりつけ医のみなさまへ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者のみなさまへ

上記感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育園に提出してください。

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（みずぼうそう）	発しん出現1～2日前から、痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること 又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出しなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

登園届（保護者記入）

保育園 園長あて

園児名 _____

_____ 年 月 日 生

（病名）（該当疾患にレ点をお願いします。）

<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症
<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ肺炎
<input type="checkbox"/>	手足口病
<input type="checkbox"/>	伝染性紅斑（りんご病）
<input type="checkbox"/>	ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）
<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ
<input type="checkbox"/>	RS ウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	帯状疱疹 ^{ほう} しん
<input type="checkbox"/>	突発性発しん
<input type="checkbox"/>	※ヒトメタニューモウイルス
<input type="checkbox"/>	※アデノウイルス

※狛江市立保育園では、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルスと診断された場合にも登園届の記入・提出をお願いしています。

（医療機関名） _____ （ _____ 年 _____ 月 _____ 日受診）において

症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、

_____ 年 _____ 月 _____ 日から登園します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____

※保護者のみなさまへ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と、開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と、開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水ほう・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水ほう・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが、数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	おう吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水ほう・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状 ^{ほう} 疱疹	水ほうを形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し、機嫌が良く、全身状態が良いこと
ヒトメタニューモウイルス	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
アデノウイルス	症状のある間	医師に集団生活が可能と認められるまで

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている。

新型コロナウイルス感染症 登園届 (保護者記入)

_____ 保育園 園長あて

園児名 _____ 年 月 日生

_____ 年 月 日 医療機関名 _____ において、

新型コロナウイルス感染症と診断されました。

発症日(発熱等の症状) _____ 年 月 日 症状が軽快した日 _____ 年 月 日

下記、『登園のめやす』に記載された日数が経過し、集団生活に支障がない状態に回復しましたので、

_____ 年 月 日から登園します。

_____ 年 月 日 保護者氏名

※保護者のみなさまへ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

『登園のめやす』

発症後5日(発熱の翌日を1日目として)を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること

①と②両方を満たした日より登園可能となります。

①症状が軽快した後1日を経過

症状が軽快した日※	1日目	2日目	
0日目			
月 日()	1日間		月 日()

※症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
また、軽快の現象がみられた日は、期間には算定せず、その翌日を1日目とします。

②発症した後5日を経過

発症した日※	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
0日目						
月 日()	5日間					月 日()

※発症した日(発熱が始まった日)は含まず、翌日を1日目と数えます。
無症状の場合は、検体採取日を0日目とします。

インフルエンザ 登園届 (保護者記入)

_____ 保育園 園長あて

園児名 _____ 年 月 日生

_____ 年 月 日 医療機関名 _____ において、

インフルエンザ(A型 ・ B型 ・ 不明)と診断されました。(該当する診断を○で囲んでください)

発症日(発熱等の症状) _____ 月 _____ 日 解熱日 _____ 月 _____ 日

下記、『登園のめやす』に記載された日数が経過し、集団生活に支障がない状態に回復しましたので、

_____ 年 _____ 月 _____ 日から登園します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者氏名 _____

※保護者のみなさまへ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

『登園のめやす』

発症後5日(発熱の翌日を1日目として)を経過し、かつ解熱後3日経過するまで。

①と②両方を満たした日より登園可能となります。

①解熱した後3日を経過

解熱した日※ 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目
月 日()	3日間			月 日()

※解熱とは、解熱剤を使用せずに解熱していること。

解熱の現象がみられた日は、期間には算定せず、その翌日を1日目とします。

②発症した後5日を経過

発症した日※ 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
月 日()	5日間					月 日()

※発症とは、発熱の症状が現れた日

